

郡山市上下水道局物品調達に係る入札結果の公表に関する要領

平成23年4月28日制定

平成26年4月1日一部改正

平成29年3月6日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和6年12月17日一部改正

[上下水道局総務課]

(目的)

第1 この要領は、郡山市上下水道局における入札に付した物品（工事に係る土木、建築資材を除く。）の買入れ及び製造の請負（以下「物品調達」という。）について、その契約における入札結果を公表することにより、入札の公正を確保し、もって入札の一層の適正化を図ることを目的とする。

(公表対象)

第2 公表の対象は、競争入札により発注する物品調達とする。

(公表内容)

第3 公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 入札者の商号又は名称及び各回の入札金額
- (2) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (3) 物品調達の名称及び場所

(入札不調時の取扱い)

第4 入札の不調が決定した場合は、不調になった旨のみ公表する。

(公表時期)

第5 公表は、入札執行後速やかに行うものとする。

(公表方法)

第6 公表は、別記様式により、郡山市ウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

(公表期間)

第7 公表期間は、契約を締結した日の属する年度及び翌年度までとする。

(委任)

第8 この要領に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

